

小中学校 校外活動用バス賃貸借運行業務（単価契約） 仕様書

1. 件 名

小中学校 校外活動用バス賃貸借運行業務（単価契約）

2. 場 所

大川市内及び近隣市町（柳川市、三潴郡大木町、久留米市等及び大川市役所より約半径 15 kmの範囲内）

3. 期 間

契約期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4. 内 容

- （１）大川市立小・中学校が教育課程の一環である校外活動の際に使用するバスの賃貸借について単価契約を結び、契約単価での発注はすべて受注者へ行うもの。
- （２）本仕様に定める発注手順にて発注が行われた場合、受注者は大川市が指示する人数が乗車できるバスを必ず配車するもの。
- （３）配車するバスは観光バス（マイクロバスを含む。路線バスを除く。）を配車するもの。

5. 単価について

- （１）単価には下記の料金を含むこと

- ① バス借り上げ料
- ② 乗務員の人件費
- ③ 燃料代

有料自動車道路利用料金、駐車場使用料金、施設利用料金等上記以外の費用に関しては大川市（小・中学校）側が別途支払うものとする。

- （２）運賃は、バスの大きさ毎に定めた時間・キロ併用制運賃（時間制運賃及びキロ制運賃の合計額）とする。

① 時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として、1 時間ずつ合計 2 時間と走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を合算した時間に、バスの種類別の 1 時間あたりの運賃額を乗じた額とする。ただし、走行時間が 3 時間未満の場合は走行時間を 3 時間として計算した額とする。

走行時間の端数については、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げる。

② キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）に１キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

走行距離の端数については、１０キロ未満は１０キロに切り上げる。

（３）価格項目について

① バスの大きさ

大川市が定める各バスの大きさの座席数（補助席除く）は原則として下記の通りとする。

大きさ	正座席数
大型	45席以上
中型	29席以上44席以下
小型	25席以上28席以下

・大川市が指定する大きさのバスがやむを得ず配車できない場合、その大きさを超えるバスであれば可能とし、料金単価は大川市が指定する大きさで決定するものとする。ただし、小型バスについては大川市と事前に協議し合意があれば、マイクロバスの配車を可能とする。

<具体例>

大川市指定バスが「小型バス」 → 当日配車バス 「大型バス」の場合

⇒支払い料金単価 「小型料金」

大川市指定バスが「小型バス」 → 当日配車バス 「マイクロバス」の場合

⇒支払い料金単価 「小型料金」

② 利用時間

利用（乗客乗車時間～乗客降車時間）は原則、８：００～１８：００の間に指定することとする。

（４）その他

夜間走行・宿泊・バスガイドの手配等上記記載外の場合は例外事項とし、受注者と別途協議して単価を決定する。

6. 発注方法

（１）発注の約束

受注者は下記に定められた手順で発注を受けた場合は必ず配車しなければならない。

① 運行計画概略の提出

大川市は、下記の提出締切日までに、予定日（予定週）・予定人数・予定使用時間等の概略を提出する。

利用予定日	提出締切日
6月1日～8月24日 分	5月10日
8月25日～12月31日 分	7月10日
1月1日～3月31日 分	12月10日

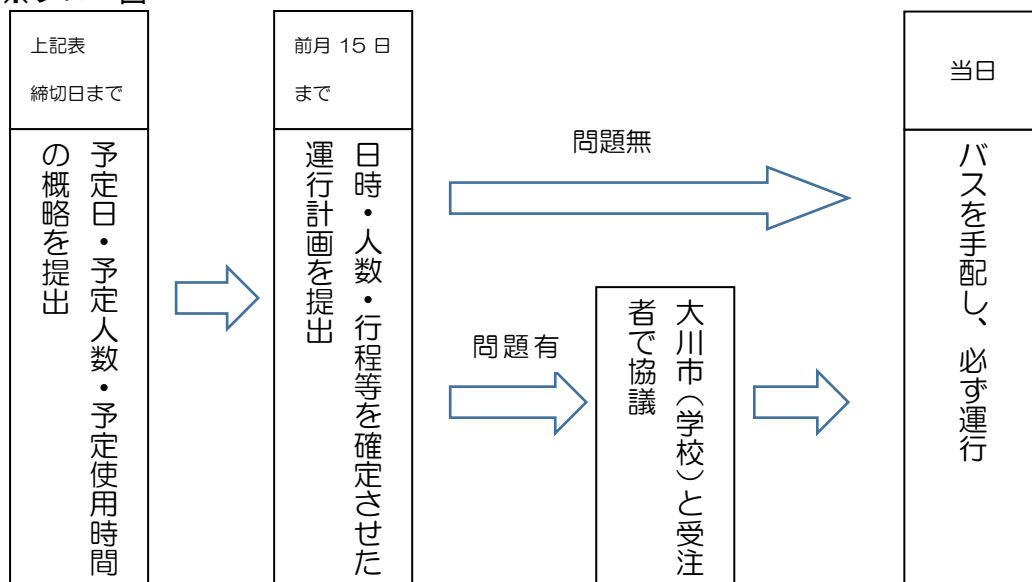
② 運行計画書の提出

大川市は、運行日の前月15日までに、確定した運行計画書（日時・人数・行程等）を提出する。

③ 運行前打合せ

運行計画書の内容に問題がある場合は（日時の調整など）、受注者は早急に大川市に連絡を取り、協議をおこなわなければならない。軽微な確認事項については、受注者と学校とで前日までにおこなうこと。

※フロー図



※上記に当てはまらないフローでの発注も可能で、（バスに空きが）あれば原則配車を行う。

（２）発注方法

大川市が別途定める様式の発注書を、メール又はファックスにて受注者宛て送信することにより行う。

7. 他社バスの手配について

大川市からの発注の際に自社のバスの配車が困難な場合、他社のバスを配車してもよいものとする。ただし、手配できるバスは大川市を営業区域とするバス会社のものに限り、料金については、受注者車庫を始点・終点とした時間・距離及び契約単価により受注者に支払うものとする。

8. 発注内容の変更

前月15日までに提出した発注内容に変更が生じた場合、大川市はただちに受注者に報告し、協議のうえ、受注者は可能な限り変更を認めるものとする。

9. キャンセルについて

(1) キャンセル料の発生

キャンセル料は下記のように発生する。ただし、日時や行程の一部を変えて運行する場合は、「8. 発注内容の変更」の取扱いとなり、キャンセル料は発生しないこととする。

キャンセル日	キャンセル料
運行日の14日前～8日前	予定支払い料金の20%
運行日の7日前～2日前	予定支払い料金の30%
運行日の1日前	予定支払い料金の50%
運行日の当日	予定支払い料金の100%

(2) 天候によるキャンセル

雨・風等の天候が理由でのキャンセルについては警報が出た場合のみキャンセル料は発生しないものとする。警報発生時間は原則として出発予定時間の2時間前までをリミットとする。

10. 料金の支払い

受注者は毎月初日から月末日までの賃借料を集計して請求する。

料金は請求日より30日以内に支払うものとする。

11. 事故について

車両運行には安全対策等適用となる法令等を遵守すること。また運行中に発生した交通事故については、受注者が損害賠償の責を負うこと。

12. 予定発注数

契約期間内における一年間の予定発注数は別表の通りとする。ただし、必ずしもその発注数を約束するものではない。

13. その他

本仕様書に記載の無いことについては大川市と協議の上、関係法令順守のもと業務を行うこと。